

名古屋港台風・地震津波 対策委員会規則集

海上保安協会名古屋支部

目 次

名古屋港台風・地震津波対策委員会規則	1
--------------------	---

I 台風対策関係

1 名古屋港における台風来襲時の対策基準について	6
2 資 料	15

II 地震津波対策関係

1 名古屋港における地震・津波への対策基準について	18
2 資 料	28

名古屋港台風・地震津波対策委員会規則

【制定】：平成１９年６月５日

【改正】：平成２２年６月２４日

平成２３年６月２７日

平成２５年６月２４日

平成３０年８月２１日

令和３年１２月１日

令和４年７月２９日

令和６年５月１５日

令和７年５月２１日

令和８年６月１８日

（設 置）

第１条 公益財団法人海上保安協会名古屋支部（以下「支部」という。）細則第２条の規定に基づき、名古屋港における台風災害及び地震津波災害を防止するための対策を検討するとともに、対策を推進するため、支部に名古屋港台風・地震津波対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目 的）

第２条 委員会は、台風災害及び地震津波災害を防止するため、次に掲げる事項を審議し、名古屋港長に建議するとともに、その実施を推進することを目的とする。

- (1) 情報収集及び伝達に関すること。
- (2) 船舶の避難に関すること。
- (3) 名古屋港長から諮問を受けた事項に関すること。
- (4) その他必要と認める事項

（組織構成）

第３条 委員会の組織構成は、別表１のとおりとする。

- ２ 委員長及び副委員長は、委員の互選により支部長が委嘱する。
- ３ 委員長は、委員会を代表して会務を統轄する。
- ４ 副委員長は、委員長に支障あるとき、その職務を代行する。

（委員会の招集）

第４条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、原則として年1回総会を開催する。
- 3 委員は、必要があると認めるときは、委員長に対して委員会の招集を求めることができる。
- 4 委員は、やむを得ない事情により委員会に出席できないときは、その代理者を出席させる。
- 5 インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が愛知県に発令された場合等において、委員長が委員会の招集については困難であると判断した時は、書面開催をすることができる。

(幹事会の設置)

第5条 台風の接近又は地震津波の来襲が予想される場合に別途委員会が定める基準に基づく具体的な対応について港長に対し建議するため、委員会に幹事会を設置する。

- 2 幹事会の組織構成は、別表2のとおりとする。
- 3 幹事長は、幹事会を代表して会務を統轄する。
- 4 副幹事長は、幹事長に支障あるとき、その職務を代行する。

(幹事会の招集)

第6条 幹事会は幹事長が召集する。

なお、台風接近に伴う幹事会の招集日は、原則として台風の強風域が名古屋港付近に到達する日の前日とする。

ただし、台風の勢力等により、第一警戒体制の発令のみを検討する場合において、幹事の過半数が幹事会の招集について不要であると判断したときは、書面又は電子メール等有効な手段を用いて決定した事項を幹事会の決議とすることができる。

- 2 幹事は、やむを得ない事情により幹事会に出席できないときは、その代理者を出席させる。
- 3 幹事会において検討され決定した事項は、委員会の決定とみなす。
- 4 幹事会の事務局は、委員会事務局が兼任する。
- 5 インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が愛知県に発令された場合等において、幹事の過半数が、幹事会の招集については困難であると判断したときは、書面又は電子メール等有効な手段を用いて決定した事項を幹事会の決議とすることができる。（第二警戒体制に係るものを除く）

(情報伝達)

第7条 港長及び第四管区海上保安本部長等から情報伝達があった場合、各委員は迅速かつ確実に傘下関係団体及び船舶(以下、「関係団体等」という。)に伝

達する。

2 委員は、予め関係団体等へ情報伝達するための連絡手法を確立する。

(災害発生時の速報)

第8条 台風又は地震津波に伴う次に掲げる災害等を、委員又は関係団体等が認知した場合は、速やかに港長に通報する。

- (1) 船舶海難又は海上人身事故
- (2) 船舶交通に支障を及ぼすものの流出又は漂流
- (3) 岸壁等係留施設の損傷
- (4) 岸壁荷役設備(危険物貯蔵タンクを含む。)の損傷

附 則

- (1) この規則は、平成19年6月5日から実施する。
- (2) 同日をもって、「名古屋港台風災害防止対策委員会規則」及び「名古屋港地震津波災害防止対策委員会規則」並びにそれらに基づく細則等を廃止する。

附 則

この規則は、平成22年6月24日から実施する。

附 則

この規則は、平成23年6月27日から実施する。

附 則

この規則は、平成25年6月24日から実施する。

附 則

この規則は、平成30年8月21日から実施する。

附 則

この規則は、令和3年12月1日から実施する。

附 則

この規則は、令和4年7月29日から実施する。

附 則

この規則は、令和6年5月15日から実施する。

附 則

この規則は、令和7年5月21日から実施する。

附 則

この規則は、令和8年6月18日から実施する。

名古屋港台風・地震津波対策委員会組織構成

別表1 (R8.6.18)

役 職		役 職	
委員長	海上保安協会名古屋支部長	委員	名古屋港運協会 はしけ運送分科会 業務統括部 部長
副委員長	名古屋海運協会 港務委員長	委員	名古屋港運協会 筏運送分科会 取締役
委員	名古屋海上保安部 航行安全課長	委員	愛知筏業連合会 会長
委員	名古屋地方気象台 防災管理官	委員	愛知県港湾空港建設協会 安全環境委員会 委員長
委員	名古屋税関 監視部 管理課長	委員	(株)ナゴヤシッピングサービス 代表取締役社長
委員	中部運輸局 海上安全環境部 海事保安・事故対策調整官	委員	名古屋港木材倉庫(株) 執行役
委員	中部地方整備局 名古屋港湾事務所 所長	委員	(一社)日本海事検定協会 名古屋第一事業所 所長
委員	愛知県港警察署 警備課長	委員	太平洋フェリー(株) 運航管理部課長
委員	名古屋市消防局 本部機動部隊 隊長	委員	名古屋港木材産業協同組合 事務局長
委員	名古屋港管理組合 港営部 海務課長	委員	伊勢湾シーバース(株) 代表取締役社長
委員	名古屋港管理組合 建設部 建設事務所運河河川管理担当課長	委員	(一社)九号地共同防災組織 防災センター 所長
委員	名古屋港管理組合 総務部 危機管理室 危機管理課長	委員	(公社)伊勢湾海難防止協会 専務理事
委員	伊勢三河湾水先区水先人会 副会長(海務担当)	委員	伊勢湾・三河湾タグ協会 幹事
委員	名古屋海運協会 港務副委員長(1)	委員	出光愛知海上輸送協力会 事務局
委員	名古屋海運協会 港務副委員長(2)	委員	名古屋埠頭(株) 取締役物流部長
委員	名古屋海運協会 常任委員	委員	名古屋港危険物専用岸壁荷役統括管理責任者協議会
委員	名古屋外国船主代理店会 業務委員長	委員	名古屋みなと建設工事安全連絡協議会 事務長
委員	名古屋日本船代理店会 業務委員長		
委員	中部沿海海運組合 専務理事		
委員	全国内航タンカー海運組合東海支部 事務局長		
委員	東海内航海運組合 理事長		
委員	名古屋港運協会 会長		
委員	名古屋港運協会 船内共同作業実務委員会 委員長		

別表 2

名古屋港台風・地震津波対策委員会 幹事会組織構成

幹事長等	役 職 等
幹 事 長	名古屋海運協会 港務委員長
副 幹 事 長	伊勢三河湾水先区水先人会 会 長
幹 事	〃 副会長(海務担当)
幹 事	名古屋港運協会 会 長
幹 事	名古屋海運協会 港務副委員長(1)
幹 事	〃 港務副委員長(2)
幹 事	〃 常任委員
幹 事	全国内航タンカー海運組合東海支部 事務局長
幹 事	東海内航海運組合 理事長
幹 事	名古屋地方气象台 防災管理官
幹 事	名古屋港管理組合 港営部 海務課長
幹 事	名古屋海上保安部 航行安全課長

名古屋港における台風襲来時の対策基準について

【制定】 平成 23 年 6 月 27 日

【改正】 平成 24 年 6 月 8 日

平成 25 年 6 月 24 日

平成 26 年 6 月 11 日

平成 29 年 7 月 10 日

平成 30 年 8 月 21 日

令和 3 年 12 月 1 日

令和 5 年 7 月 3 日

令和 6 年 5 月 15 日

令和 7 年 5 月 21 日

令和 8 年 6 月 18 日

名古屋港台風・地震津波対策委員会（以下「委員会」という。）における台風襲来時の対策基準を以下のとおり定める。

1 勧告の区分等

名古屋港において港長が発令する港則法第 39 条第 4 項に基づく主な勧告の区分は以下のとおりとし、対策の基準は別表 1 とする。

（１）第一警戒体制（準備体制）

（２）第二警戒体制（避難体制）

2 警戒体制の発令基準

警戒体制等の発令基準は、次のとおりとする。

（１）第一警戒体制（準備体制）

台風の進路等推定した場合、強風域が名古屋港にかかるときに、その 6 時間前に発令する。

（２）第二警戒体制（避難体制）

台風の進路等推定した場合、暴風域が名古屋港にかかる可能性があるとき、強風域がかかる 3 時間前に発令する。

また、気象・海象に応じ、水先人の乗船を必要とする船舶に対して別途発令する場合がある。

3 警戒体制の解除基準

警戒体制の解除基準は、次のとおりとする。

（１）発令が第一警戒体制のみの場合

名古屋港が強風域に入らないことが確実となったとき、又は、名古屋港が強風域から脱したときとする。

(2) 第二警戒体制が発令された場合

台風が通過し、原則として港内風速が 10m/s (10 分間平均：名古屋港高潮東信号所) 以下となったときとする。

4 警戒体制の発令及び解除時期の伝達方法等

(1) 警戒体制の発令及び解除の時期については、第四管区海上保安本部の海の安全情報（インターネット）への掲載、国際 VHF による放送周知（なごやほあん及び名古屋港海上交通センター）、巡視船等による港内周知による他、名古屋港台風・地震津波対策委員会連絡網を通じて電子メールにより伝達する。

(2) 名古屋港在泊船舶に対する情報提供系統は、別表 2 のとおりとする。

5 第二警戒体制発令等に伴う管制信号の運用

第二警戒体制発令等に伴い管制信号を原則別紙のとおりとする。

6 港内残留船舶等に係る措置

(1) 高潮防波堤の北側水域内に錨泊する総トン数 1,000 トン未満の船舶にあっては、振れ回りを考慮した安全な船間距離の確保、VHF の聴取及び見張りの励行等厳重な警戒措置を行うこと。

(2) 港内の残留バースに係留する船舶（残留バース許容船舶に限る。）にあっては、十分な増しもやいをとる等厳重な警戒措置を行うこと。

(3) 造船所は、修繕船等に関し相応の係留避泊措置を行うこと。

(4) 工事作業船業者は、工事作業船に関し相応の避泊措置を行うこと。

7 港内錨泊船舶の錨地

(1) 港内に錨泊する総トン数 1,000 トン未満の船舶の錨地は、原則次のとおりとする。

ア 台風の右半円が通過する場合の錨地

堀川口付近水面、大江ふ頭・昭和ふ頭西側水面、東海元浜ふ頭 F 3～F 7 岸壁北側水面、危険物船錨地（但し 2～3 B については引火性危険物積載船に限る。）

イ 台風の左半円が通過する場合の錨地

堀川口付近水面、ガーデンふ頭南側水面、空見ふ頭東側水面、危険物船錨地（但し 2～3 B については引火性危険物積載船に限る。）

ウ 名古屋港第一区泊地における錨泊について、原則 16 隻までとする。ただし、

先に錨泊している船舶に対して船間通信等により付近錨泊の了解を得た場合はこの限りではない。

(2) 工事作業船の避泊地は、港湾管理者が台風前に選定した所定の泊地とする。

8 その他

(1) 台風襲来時において名古屋港長が必要と認めるときは、港則法第39条第3項に基づく命令を発することがある。

(2) 残留バース

残留バースとは、地形等に鑑み、第二警戒体制の発令後においても、当該バースの許容船舶以内の船舶であれば、当該船舶を係留させておくことができると当該係留施設の管理者が認めた別表3に掲げるバースとし、その位置は別図のとおりとする。

(3) 退避バース

退避バースとは、地形等に鑑み、第二警戒体制の発令後、船舶を係留させておくことができないものとして当該係留施設の管理者が確認したバースとし、その位置は別図のとおりとする。

ただし、タグボート等であって、即応体制を執る必要があるものについては、適宜の退避バースにおける待機を可とする。

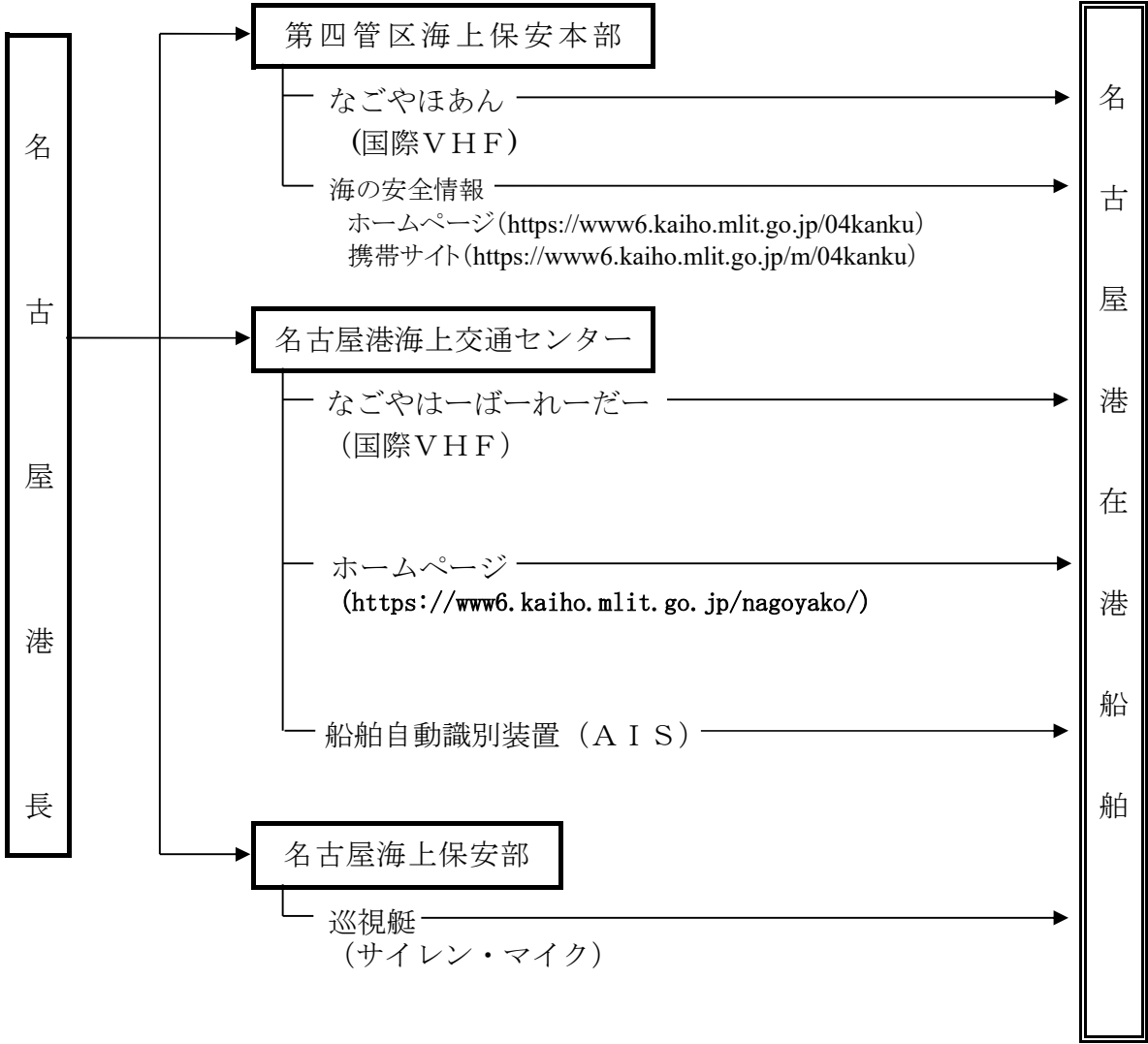
海上交通安全法第32条及び港則法第48条の規定に基づき、第四管区海上保安本部長が伊勢湾及び三河湾における湾外避難勧告・入湾回避勧告等を発出する場合における検討は、当委員会では行わない。

別 表 1

勧告の区分と対策内容等

勧告の区分	対 策 内 容 等
第一警戒体制 (準備体制)	1 在泊船（小型船及び汽艇等を除く）は、荒天準備となし、必要に応じ直ちに運航できるよう準備すること。 2 筏は、貯木場へ早期収容する等流木対策の準備にかかること。 3 小型船及び汽艇等は、河川運河その他安全な場所に避難するための準備を開始すること。 4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 ・国際VHF 16チャンネルを常時聴取すること。 ・可能な場合には、AISを送信状態とすること。 ・レーダー等により自船の錨泊位置を監視すること。 ・台風情報、気象海象状況に留意すること。
第二警戒体制 (避難体制)	1 総トン数1,000トン以上の船舶は、速やかに港外に退避すること。 2 筏は、貯木場への収容を完了し厳重な警戒体制につくこと。 3 小型船及び汽艇等は、河川運河その他安全な場所に避難するか又は陸揚げを行なうこと。 4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 ・国際VHF 16チャンネルを常時聴取すること。 ・可能な場合には、AISを送信状態とすること。 ・走錨防止のため、レーダー等により自船の位置を連続監視すること。 ・機関はスタンバイ状態とし、直ちに運航できる体制を保持すること。 ・最新の台風情報、気象海象状況及びその突然の変化にさらに注意すること。

名古屋港在泊船に対する情報等伝達系統



台風襲来時における残留バース一覧表

別 表3

1 公共岸壁の部

場 所	番 号	延長(m)	水深(m)	係船能力(G/T)		隻 数
				通常時	台風時	
大手ふ頭	13	80	3.5	300	300	1
〃	14	87	3.5	300	300	1
大江ふ頭	38	185	10.0	10,000	1,000	1
〃	39	213	9.0	10,000	1,000	1
船見ふ頭	46	60	5.5	450	450	1
〃	47	180	5.5	1,500	500	2
〃	48	180	5.5	1,500	500	2
金城ふ頭	71	450	5.5	1,500	500	5
横須賀ふ頭	86	60×5	4.5	500	500	5
北浜ふ頭	87	240	4.5	500	500	2
空見ふ頭	95	218	5.5	1,500	500	2

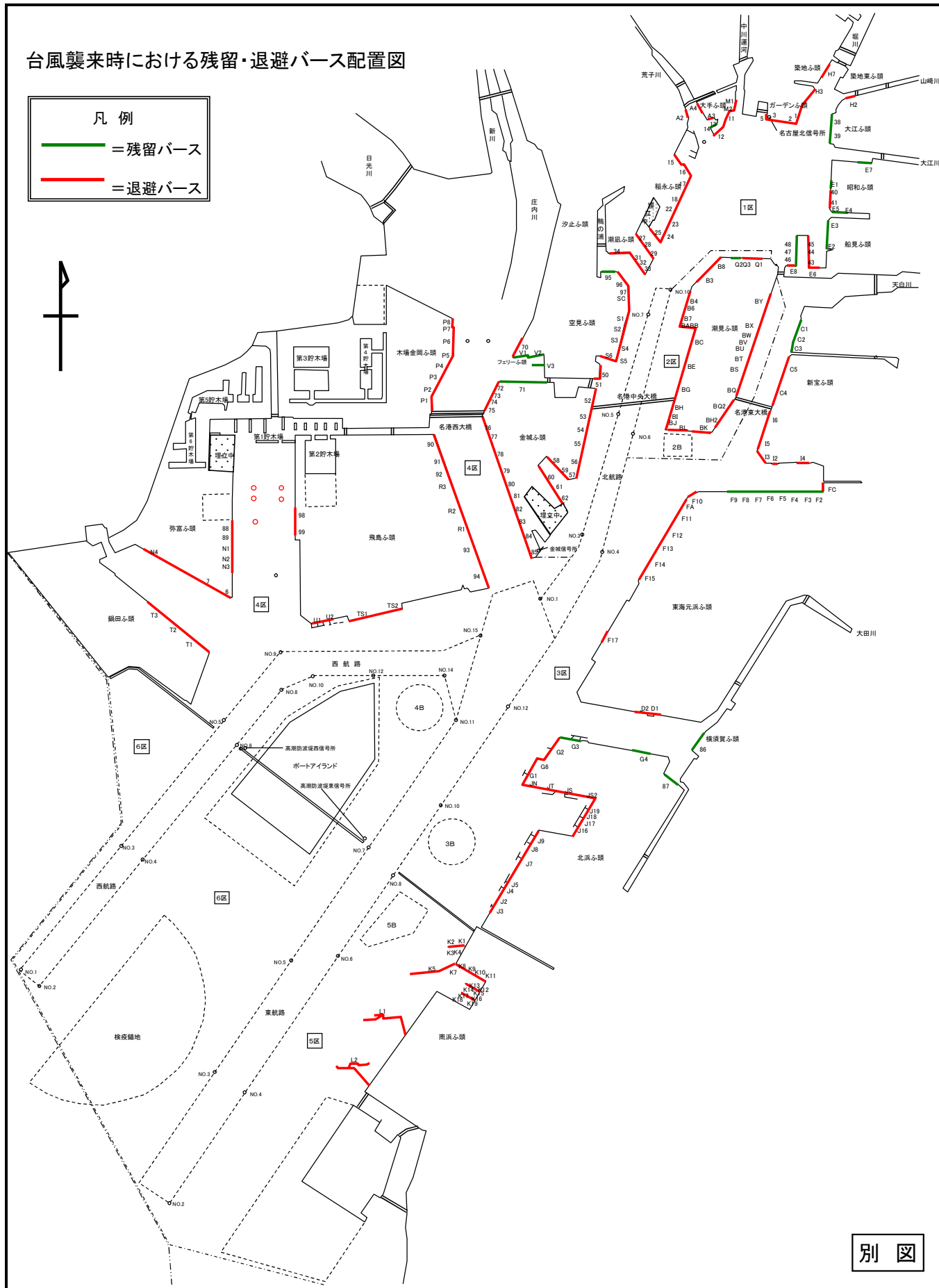
2 私設岸壁の部

場 所	番 号	延長(m)	水深(m)	係船能力(G/T)	隻 数	バース管理者
昭和ふ頭	E1	90	7.3	3,900	1	UBE三菱セメント・東亜合成
〃	E4	14	2.4	450	1	東亜合成
〃	E5	22	3.3	400	1	〃
〃	E7	13	4.0	499	1	IHI
船見ふ頭	E2	220	6.5	3,000	1	伊勢湾海運
〃	E3	152	9.0	10,000	1	〃
潮見ふ頭	Q2	150	8.0	10,000	1	フジトランス
空見ふ頭	V1	215	7.5	10,000	1	名古屋港埠頭(株)
〃	V2	215	7.5	10,000	1	〃
〃	V3	190	7.5	7,000	1	名古屋港管理組合
新宝ふ頭	C1	50(20)	7.5	8,000	1	UBE三菱セメント
〃	C2	217	6.5	5,000	2	JFE物流
〃	C3	24	9.0	1,000	1	ダイセキ環境ソリューション
東海元浜ふ頭	F2	149	4.5	1,000D/T	1	日本製鉄
〃	F3	150	7.5	7,000D/T	1	〃
〃	F4	150	7.5	7,000D/T	1	〃
〃	F5	195	10.0	20,000D/T	1	〃
〃	F6	200	12.0	50,000D/T	1	〃
〃	F7	230	12.0	50,000D/T	1	〃
〃	F8	230	11.0	50,000D/T	1	〃
〃	F9	120	6.5	65,000D/T	1	〃
北浜ふ頭	G3	400	14.0	300,000	1	IHI
〃	G4	159	7.0	1,000	1	大同特殊鋼

凡 例

— = 残留バース

— = 退避バース



第二警戒体制発令中の管制信号の運用

1 管制信号関係

(1) 第二警戒体制発令時

イ 東水路を出航信号「O」、西水路を自由信号「F」とし、管制船舶は東水路から港外へ退避させることとする。

ただし、管制船舶の避難状況により、西水路を同時に出航信号「O」とすることがある。

ロ 北水路については、管制船舶出航時のみ出航信号「O」とする。

(2) 避難完了から解除までの間

東水路を出航信号「O」、西水路を自由信号「F」、北水路を自由信号「F」を継続する。

(3) 解除時

全ての水路を自由信号「F」とし、以降、通常運用とする。

2 名古屋港海上交通センターとの連絡等

避難船舶等については、準備できた船舶から名古屋港海上交通センターと連絡をとった後、安全間隔を保って出港させる。

この場合、管制船舶については事前通報を要する。

台 風 の 基 礎 知 識

台風とは

熱帯の海洋上で発生する低気圧を「熱帯低気圧」といい、このうち北西太平洋および南シナ海で発達して中心付近の最大風速がおよそ 17m/s（風力 8）以上になったものを「台風」といいます。

「台風の大きさ」と「台風の強さ」とは

台風のおおよその勢力を示す目安として、下表のように台風の「大きさ」と「強さ」で表現します。台風の「大きさ」は「強風域（平均風速 15m/s 以上の強い風が吹いているか、吹く可能性のある範囲）」の半径で、「強さ」は「最大風速」で区分しています。台風に関する情報の中では、台風の「大きさ」と「強さ」を組み合わせて、「大型で強い台風」のように表現します。

台風の大きさ

階 級	風速 15m/s 以上の半径
大型 (大きい)	500km 以上 800km 未満
超大型 (非常に大きい)	800km 以上

台風の強さ

階 級	最大風速
強い	33m/s (64 ノット) 以上 44m/s (85 ノット) 未満
非常に強い	44m/s (85 ノット) 以上 54m/s (105 ノット) 未満
猛烈な	54m/s (105 ノット) 以上

台風情報について

・「台風の予想位置と強度」

台風の予想位置は、中心位置と半径を用いて予報円で表現します。予報円の中心は 3 時間毎に 12 時間後、24 時間後の位置を 0.1 度単位で、6 時間毎に 48 時間後、72 時間後の位置を 0.5 度単位で予想して発表します。また、日本付近に近づいた場合は、台風の進路・強度予報について、12、24、48、72 時間予報に加えて、24 時間先までの 3 時間毎の予報を発表します。

台風の強度は、位置の予想とともに予想し、最大風速と最大瞬間風速により表現します。

なお、台風の動きが遅い場合は、12 時間先の予報を省略する場合があります。また、暴風域や暴風警戒域のない台風の場合には予報円のみが表示になります。

・「予報円」

予報円は、台風の中心が到達すると予想される範囲を破線の円で示します。この円の中に台風の中心が入る確率は 70% です。

・「強風域」

台風の強風域とは、平均風速で概ね 15m/s 以上の強風が吹いていると考えられる範囲を指します。

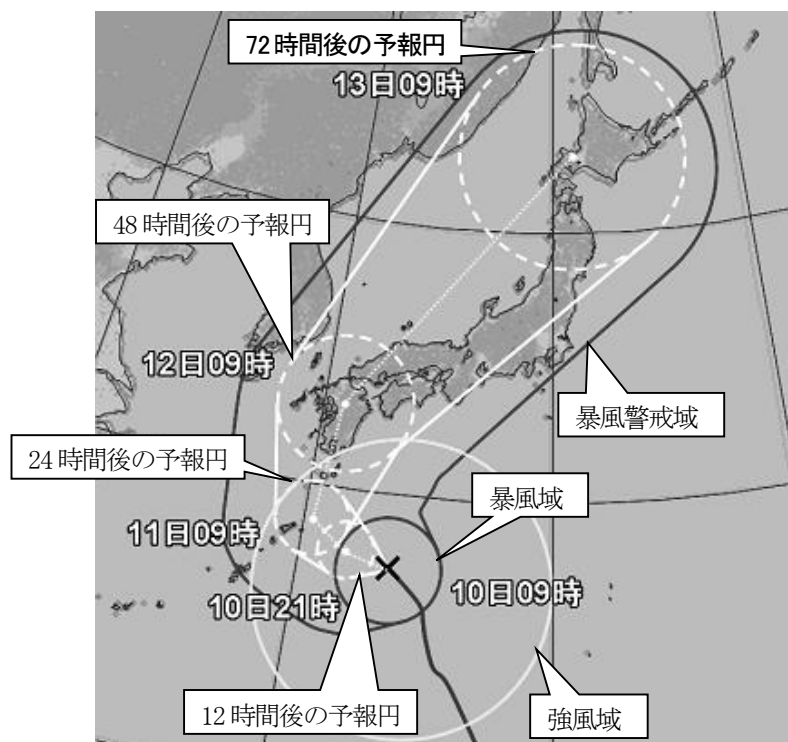
・「暴風域」

台風の暴風域とは、平均風速で概ね 25m/s 以上の暴風が吹いていると考えられる範囲を指します。台風によっては、暴風域の無いことがあります。

・「暴風警戒域」

暴風警戒域は、台風の中心が予報円内に入った場合に、暴風域に入るおそれのある範囲で、各予想時間の実線の円の接線を結んだ形で表します。その円の半径は、予報円の半径に予想される暴風域の

半径を加えたものです。



台風の進路予報図

確率値の増加が最も大きな時間帯に暴風域に入る可能性が高く、確率値の減少が最も大きな時間帯に暴風域から抜ける可能性が高くなります。確率の数値の大小よりも、変化傾向やピークの時間帯に注目してご利用下さい。

また、数値ではイメージが難しい暴風域に入る確率を面的に図で表現します。3時間毎に暴風域に入る確率を24枚(72時間先まで)コマ送りで見られる図と24、48、72時間先までを1枚の図で表現します。進路予想図とあわせて利用することにより防災体制の早目の対応に活用できます。

暴風域に入ると、沿岸部や海上では平均風速で概ね25m/s以上の暴風が吹きます。暴風域に入っても、山沿いや地面の凹凸の影響が大きい内陸部、また、局地的な寒気に覆われた地域などでは、暴風とならないことがあります。しかし、このようなときでも、台風の移動と共に風向が変化して急に暴風が吹き出すことがあります、油断できません。

気象台では、地域ごとに風の吹き方の特性を考慮して暴風が吹く時間帯を予想し、防災上最も効果的なタイミングでそれぞれの地域を対象に暴風警報を発表します。

名古屋地方気象台では、愛知県の海上で23m/s以上、陸上では20m/s以上の非常に強い風が吹くと予想される場合に、暴風警報を発表し警戒を呼び掛けます。このため、台風の暴風域が愛知県から抜けた場合でも暴風警報が発表されている場合があります。

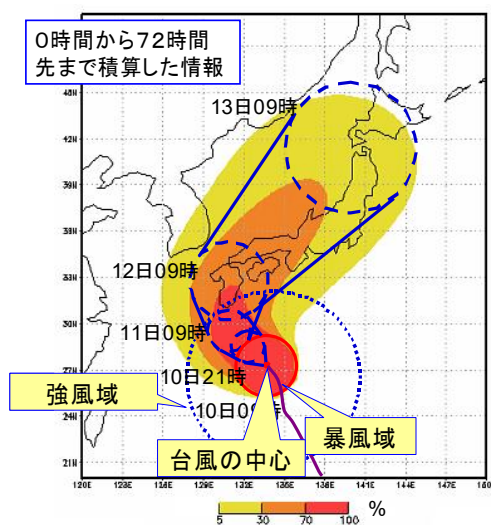
台風の推定位置について

日本列島に大きな影響を及ぼす台風が接近しているときには、1時間毎に現在の中心位置などをお知らせしていますが、同時に1時間後の位置(中心位置(緯度、経度))、強度(中心気圧、最大風速)、強さ(暴風域・強風域の大きさ)を推定してお知らせします。

これによって、台風の状況を毎時間、ほぼリアルタイムに、図情報でわかりやすくお伝えすることが可能となり、より即時性に優れた台風情報として利用することができます。

暴風域に入る確率について

予報細分区域毎に「暴風域に入る確率」を、48時間先まで3時間毎に各時間帯の値を時系列の形で発表します。



暴風域に入る確率の面的表現

台風に伴う風の特徴について

台風は巨大な空気の渦巻きになっており、地上付近では上から見て反時計回りに強い風が吹き込んでいます。そのため、進行方向に向かって右の半円では、台風に吹き込む風と台風が移動する速度とが加わり風が強くなります。逆に台風の左側の半円では台風に吹き込む風と台風が移動する方向が逆になるため、右の半円に比べると風速がいくぶん小さくなります。中心（気圧の最も低いところ）のごく近傍は眼と呼ばれ、比較的風の弱い領域となりますが、その周辺は最も風の強い領域となっています。

また、台風が接近してくる場合、通過する方向によって風向きの変化が異なります。ある地点の西側または北側を台風の中心が通過する場合は「東→南→西」と時計回りに風向きが変化し、南側や東側を通過する場合は「東→北→西」と反時計回りに変化します。周りに建物などがあると必ずしも風向きがこのようにはっきりと変化するとは限りませんが、風向きの変化は台風に備えて家の周りを補強する際の参考になります。

もし、ある地点の真上を台風の中心が通過する場合は、台風が接近している間は風向きはほとんど変わらないまま風が強くなります。そして台風の眼に入ると風は急に弱くなり、時には青空や星が見えることもあります。しかし、眼が通過した後は風向きが反対となり、強い風が吹き返します。台風の眼に入った場合の平穏は「つかの間の平穏」であって、決して台風が去ったことではありません。

台風の風は陸上の地形の影響を大きく受け、入り江や海峡、岬、谷筋、山の尾根などでは風が強く吹きます。また、大きな建物があると風は更に強まったり、乱流が発生したりします。道路上では橋の上やトンネルの出口で強風にあおられるなど、局地的に風が強くなることもあります。

台風が接近すると、沖縄、九州、四国から関東の太平洋沿岸では竜巻が発生することがあります。また、台風が日本海に進んだ場合には、台風に向かって湿った南よりの風が山を越えて日本海側に吹き下りるため、気温が高く乾燥した風が山の斜面を吹き下りるフェーン現象が発生します。フェーン現象が発生している時に火災が発生した場合には、風が強く空気が乾燥しているため、延焼しやすく大火となることがあります。

台風に伴う雨の特徴について

台風は、暴風とともに大雨を伴います。台風は積乱雲が集まったもので、雨を広い範囲に長時間にわたって降らせます。

台風は、垂直に発達した積乱雲が眼の周りを壁のように取り巻いており、そこでは激しい雨が連続的に降っています。さらに外側の200～600kmのところには、帯状に連なる発達した積乱雲列が渦を巻くように存在し、激しい雨を降らせ、時には竜巻が発生することもあります。

また、台風に向かって暖かい湿った空気が南の海上から流れ込むため、日本付近に前線が停滞している場合には、前線の活動を活発化させ、台風の雨雲がかかっている場合でも大雨となることがあります。

台風がもたらす雨は、台風自身の雨のほかに、前線の活動を活発化して降る雨もあることを忘れてはいけません。

(名古屋地方気象台提供)

名古屋港における地震・津波への対策基準について

【制定】 平成23年6月27日

【改正】 平成28年2月9日

平成29年7月10日

平成30年8月21日

令和3年12月1日

令和7年5月21日

令和8年6月18日

名古屋港台風・地震津波対策委員会（以下「委員会」という。）における地震・津波への対策基準を以下のとおり定める。

1 勧告の区分等

名古屋港において港長が発令する港則法第39条第4項に基づく勧告の区分は以下のとおりとする。

（1）津波注意報、津波警報、大津波警報（以下、「津波警報等」という。）が発表された場合（別表1のとおり）

ア 第一警戒体制（準備体制）

イ 第二警戒体制（避難体制）

ウ 航行自粛

（2）南海トラフ地震臨時情報が発表された場合（別表2及び別図1のとおり）

南海トラフ地震警戒強化

なお、津波警報等又は南海トラフ地震臨時情報に関する情報を入手した関係団体等は、勧告の発令を待たずして、速やかに別表1－2又は別表2による措置を講じること。

また、勧告の解除については、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表対象となる地震発生から1週間（168時間経過した以降後の正時まで）、後発地震が発生しなかった時とし、別途伝達する。

※南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）については、地震発生から1週間、後発地震が発生しないまま経過した場合には、その後更に1週間、「注意喚起」を発出する。

2 津波警報等に関する情報解除時の対応

係留施設の管理者にあつては、係留施設の安全を確認すること。なお、船舶等の着岸係留に支障を認めた場合には、関係官公庁に連絡すること。

3 情報伝達

港内在泊船舶等に対する情報の伝達は、別表3「地震津波情報等伝達系統」のとおりとする。

4 退避海域等

(1) 退避海域

港内在泊船舶は、港外の水深が深く十分広い海域で航路筋から離れた海域に退避すること。（別図：伊勢湾広域 船舶津波対応マップ 参照）

(2) 港外退避順序

準備を完了した船舶からの退避を原則とするが、津波襲来までに時間的余裕があり退避順序を整理する必要がある場合には、二次災害の危険度等を考慮して、危険物を積載している船舶、運転の不自由な船舶、その他の船舶（大型船から小型船）の順とする。

(3) 退避完了後の措置

避泊船舶は、無線電話等により関係機関との通信連絡体制を確保すること。

5 第二警戒体制発令等に伴う管制信号の運用

第二警戒体制発令等に伴い管制信号を原則別紙のとおりとする。

6 緊急措置

津波到達までに時間的余裕がなく港外退避措置が取れない場合は、岸壁係留中の船舶にあつては、係留索の増し取りによる係留強化を行うなどの可能な限りの保安対策を講じると共に、名古屋港長に対し係留施設名及び船名、船種、総トン数並びに積荷の種類、概略数量を連絡すること。

また、錨泊中の船舶は津波の襲来を受ける可能性がある場合には、走錨に備え機関を始動しておくこと。

7 船舶自動識別装置（AIS）を利用した船舶対応の連絡

船舶自動識別装置（AIS）を有する船舶においては、目的地に関する情報に、港外退避をする場合は「> J P NGO OUT」と入力し、係留避泊をする場合は「> J P NGO STAY」と入力することにより、自船の対応を付近船

舶、関係機関及び関係団体等に連絡することができる。

この場合、係留避泊をする船舶は、前記 6 前段記載の名古屋港長への連絡を省略することができる。

8 その他

「津波警報等」発表中に「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合は、別表 1 の勧告の区分と対策内容等が優先される。

また、「南海トラフ地震臨時情報」発表中に「津波警報等」が発表された場合は、別表 1 の勧告の区分と対策内容等に切り替える。

なお、「津波警報等」による勧告が解除された際に「南海トラフ地震臨時情報」が発表されている場合は、別表 2 の措置に切り替える。

別 表 1

勧告の区分と対策内容等

勧告の区分	地震津波に関する情報	対 策 内 容 等	
第一警戒体制 (準備体制)	津波注意報	1 在泊船は、荷役を中止し、港外退避の準備をすること。 2 工事作業船は、工事作業を中止し、港外へ退避又は流出の防止を図ること。 3 筏は、貯木場への収容準備又は流出防止の準備をすること。 4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 ・国際VHF 16チャンネルを常時聴取すること。 ・可能な場合には、AISを送信状態とすること。 ・レーダー等により自船の錨泊位置を監視すること。 ・関連情報及び気象海象状況に留意すること。	
第二警戒体制 (避難体制)	津波警報 大津波警報	津波襲来までの時間的余裕がある場合	1 在泊船は、荷役を中止し、港外へ退避すること。 2 工事作業船は、工事作業を中止し、港外へ退避又は流出の防止を図ること。 3 筏は、貯木場へ収容すること。 4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 ・国際VHF 16チャンネルを常時聴取すること。 ・可能な場合には、AISを送信状態とすること。 ・レーダー等により自船の錨泊位置を監視すること。 ・関連情報及び気象海象状況に留意すること。
		津波襲来までの時間的余裕がない場合	1 在泊船は、荷役を中止し、港外退避又は係留強化等の措置を講じること。 2 工事作業船は、工事作業を中止し、港外退避、係留強化、流出の防止等の措置を講じること。 3 筏は、流出の防止を図ること。 4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 ・国際VHF 16チャンネルを常時聴取すること。 ・可能な場合には、AISを送信状態とすること。 ・レーダー等により自船の錨泊位置を監視すること。 ・関連情報及び気象海象状況に留意すること。
航行自粛	注意報・警報解除後 (上記勧告等の解除後) ※	船舶は港内において航行を自粛すること。	

※地震・津波の被害により、船舶交通の危険が発生し、または発生のおそれがある場合、航行自粛勧告を発令し、被害状況調査等が終了した後、同勧告を解除する。

別 表 1－2

地震津波に対する船舶等の対応表

津波警報・注意報（伊勢・三河湾）

地震津波に関する情報	津波襲来までの時間的余裕の有無	船 舶 等 の 対 応		
		港内在泊船	工事作業船	いかだ
津波注意報		・荷役中止 ・原則港外退避準備	・工事作業中止 ・港外退避又は流出防止	・貯木場へ収容又は流出防止
津波警報 大津波警報	有	・荷役中止 ・港外退避	・工事作業中止 ・港外退避又は流出防止	・貯木場へ収容
	無	・荷役中止 ・港外退避又は係留避泊	・工事作業中止 ・港外退避、係留避泊 又は流出防止	・流出防止

(注)係留避泊とは、「係留索の増し取り等の係留強化」「機関の併用等により係留状態のまま津波に對抗すること」を含む

別 表 2

勧告の区分と対策内容

勧告の区分	地震津波に関する情報	対策内容
南海トラフ地震警戒強化	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 ※ 1	1 在泊船は避難準備を行い、必要に応じて直ちに出港できるように準備すること。 2 南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること。 3 避難に必要な支援体制を受けられない、岸壁が使用できない、荷役作業ができない等の場合は、早期の港外避難、港内避泊、係留強化又は陸上避難を考慮した自主的な避難行動をとること。

勧告の解除

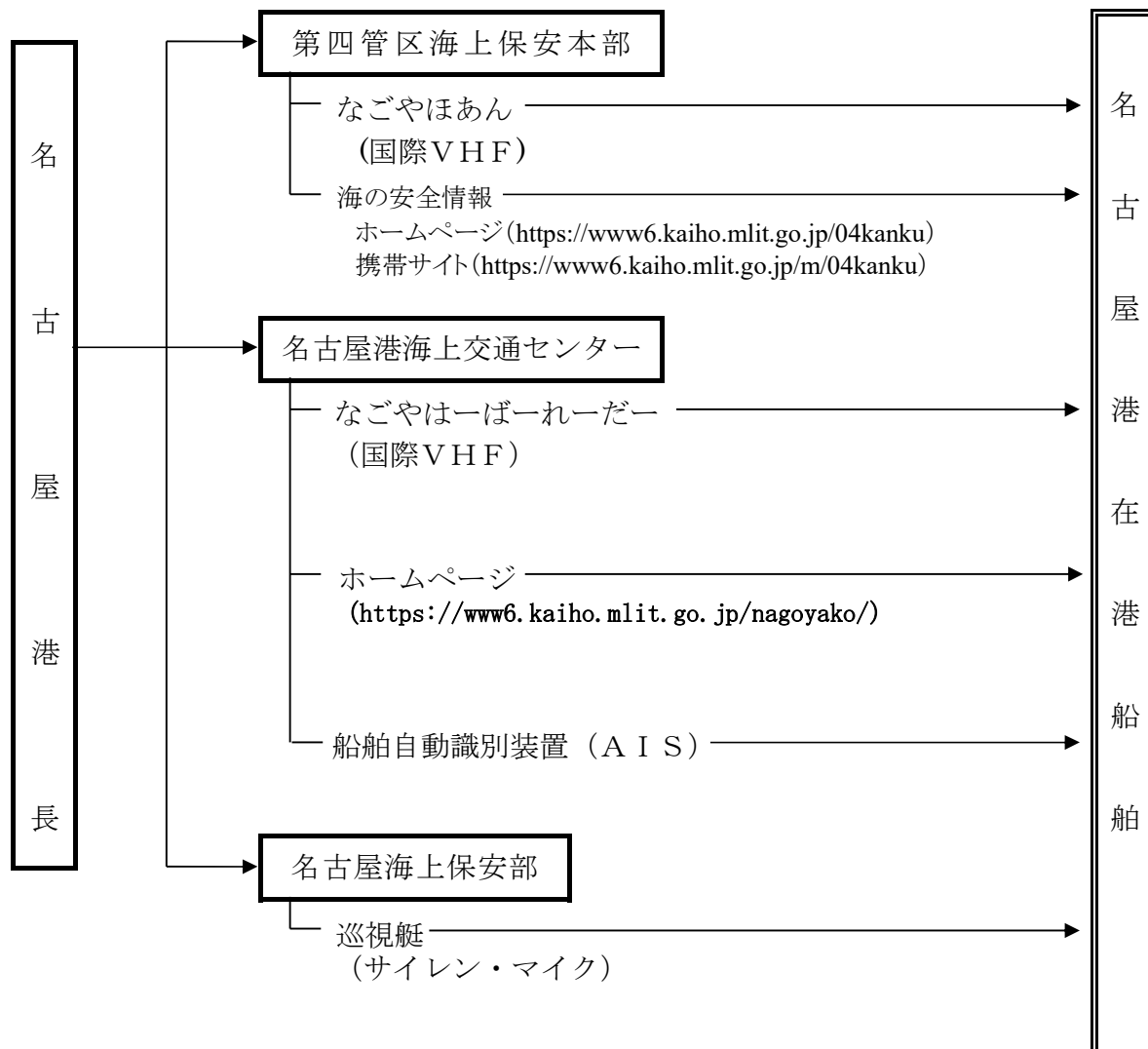
区分	地震津波に関する情報	対策内容
解除	対象地震発生から後発地震が発生しないまま1週間経過した場合 ※ 1	勧告「南海トラフ地震警戒強化」を解除とする。

注意喚起と情報伝達

区分	地震津波に関する情報	対策内容
注意喚起	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合※ 2	1 南海トラフ地震臨時情報に係る情報の入手に努めること。 2 連絡系統、避難方法、避難海域の確認を行うこと。
	勧告が解除された場合※ 1	1 南海トラフ地震臨時情報に係る情報の入手に努めること。 2 連絡系統、避難方法、避難海域の確認を行うこと。
情報伝達 ※ 3	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合	南海トラフ地震臨時情報に係る情報の入手に努めること。
	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）の情報伝達が行なわれる。

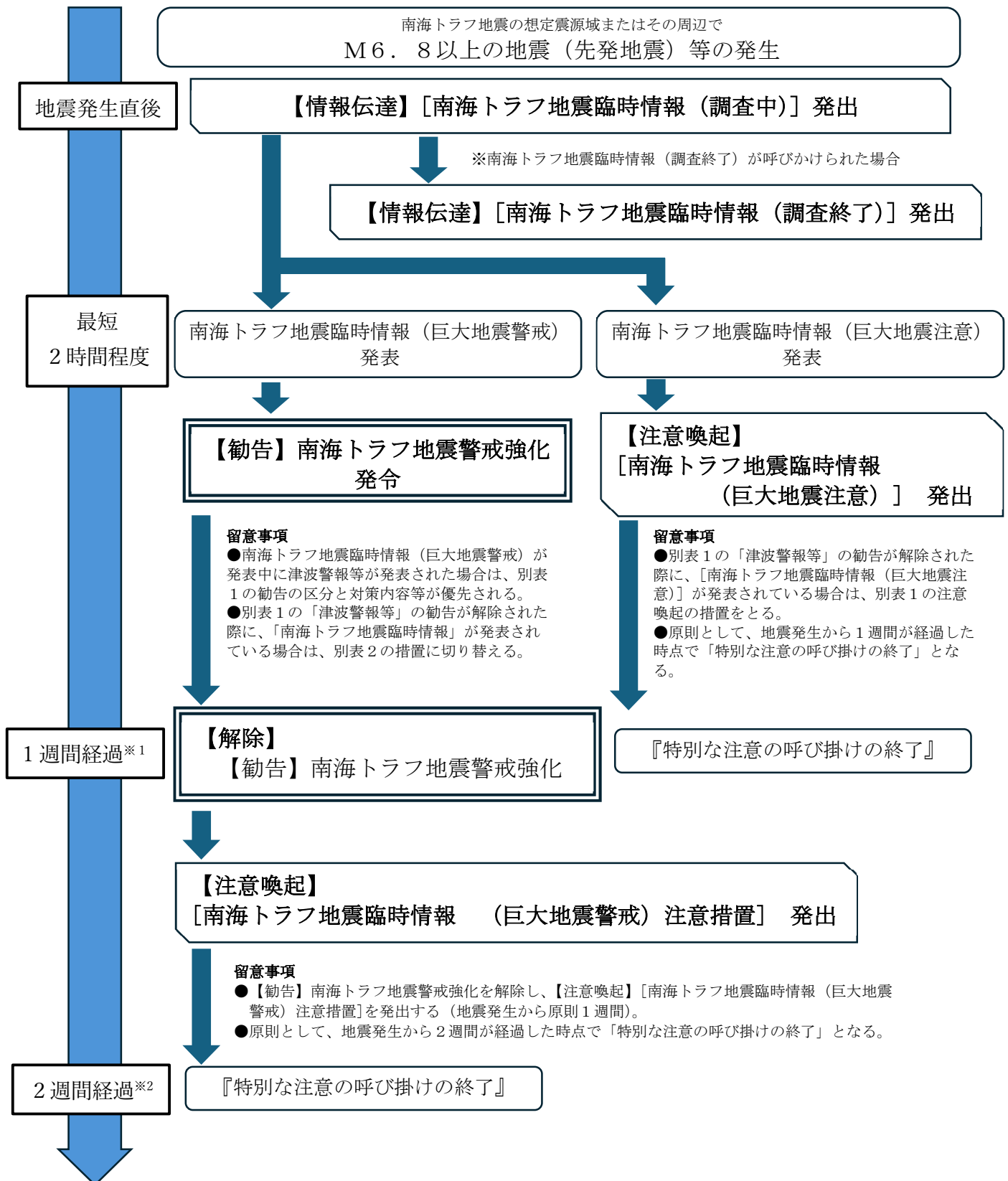
- ※ 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）については、地震発生から1週間、後発地震が発生しないまま経過した場合には、その後更に1週間、「注意喚起」を発出する。地震発生から2週間経過した時点で「特別な注意の呼び掛けの終了」が行なわれる。（注意喚起終了）
「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」に切り替わるものではない。
- ※ 2 地震発生から1週間が経過した時点で「特別な注意の呼び掛けの終了」が行なわれる。（注意喚起終了）
- ※ 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中及び調査終了）が発表された場合、情報伝達を行う。

地震津波情報等伝達系統



別図 1

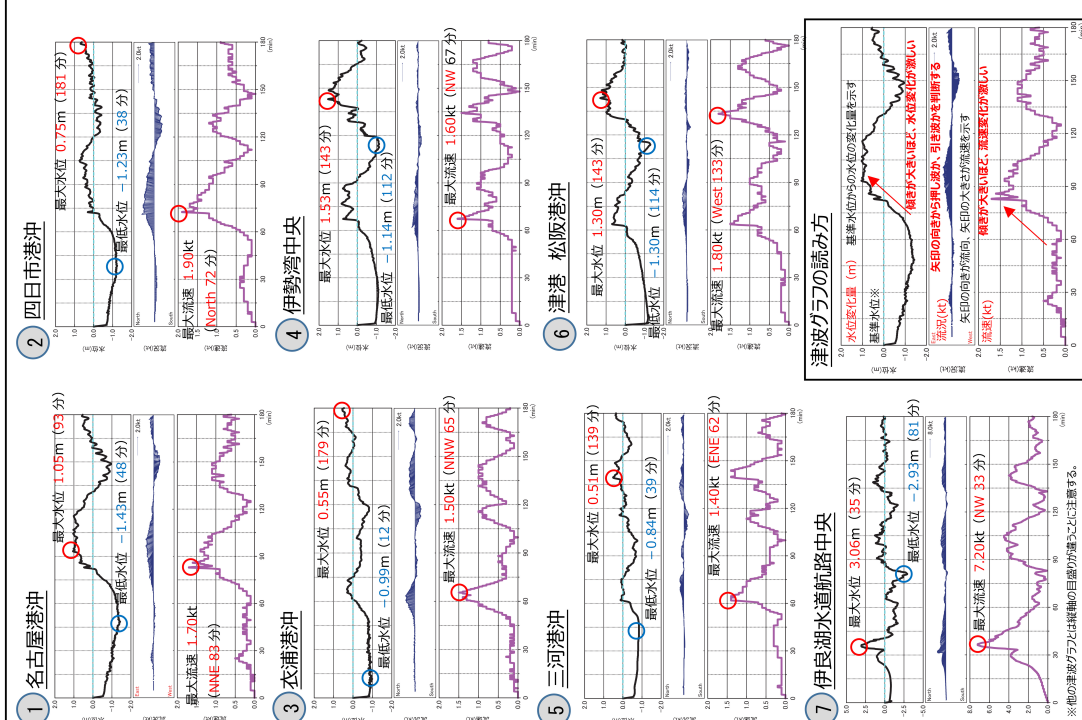
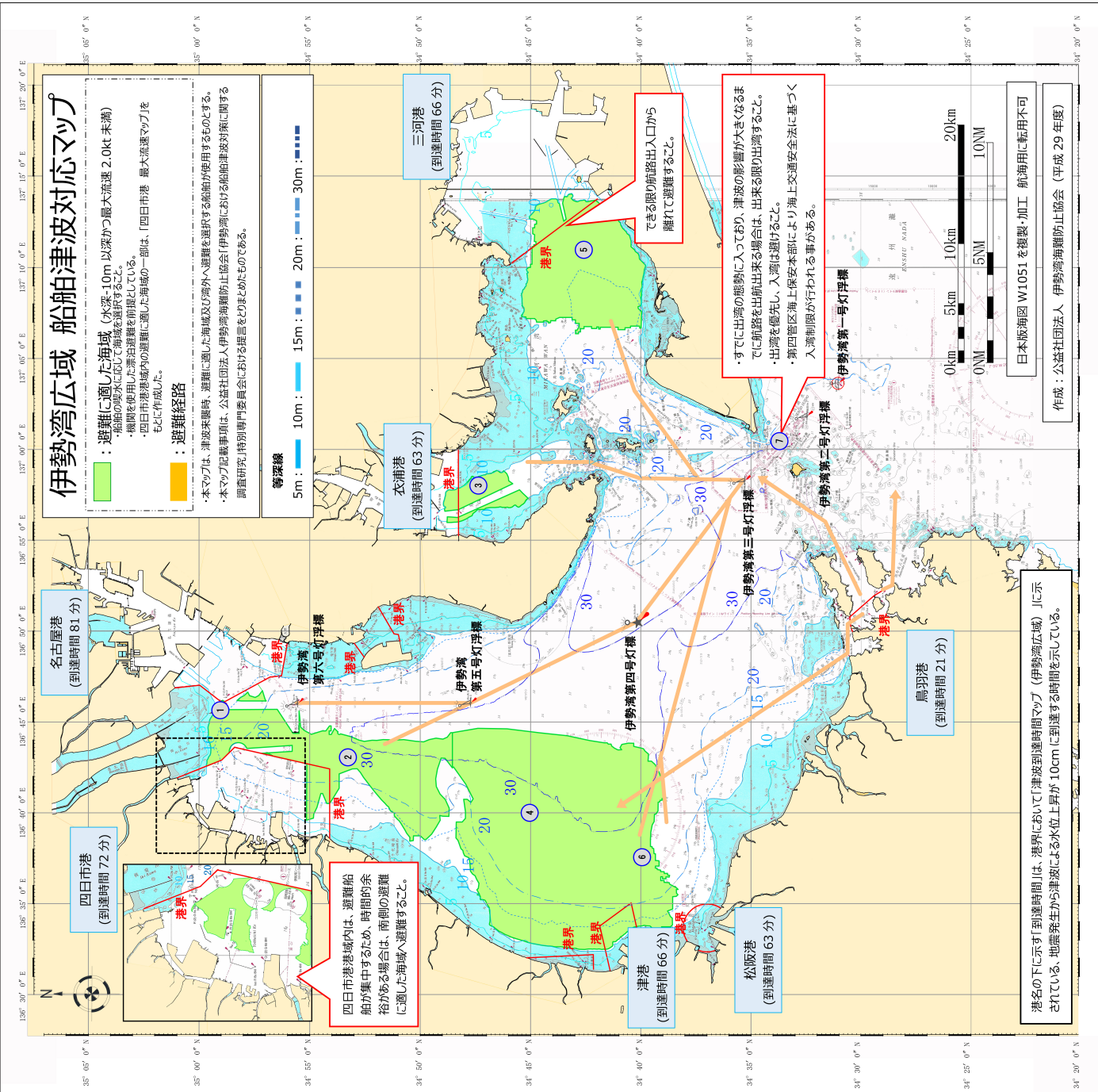
南海トラフ地震臨時情報発表時のフロー図



※1 地震発生から168時間経過した以降の正時まで

※2 地震発生から336時間経過した以降の正時まで

本ページに記載した津波グラフは、地動発生直後から180分までの水位・流向・流速の変化を示す。津波観測ステーションでは、潮汐より潮流は加味されていない。よって、津波より潮流の流向が同じ場合には、津波グラフよりより潮流は加味されている。津波発生直後、逆方向の場合には渦が発生し、複雑な流れとなる可能性がある。海上保安庁海洋情報部が実施した津波観測ステーションの結果をもとに作成した。

[illegible]

第二警戒体制発令中の管制信号の運用

1 管制信号関係

(1) 第二警戒体制発令時

イ 東水路、西水路、北水路何れについても出航信号「O」とし、管制船舶は東水路から港外へ退避させることとする。

信号切替時に水路入航中の管制船舶については、名古屋港海上交通センターにより航行支援を実施し、適宜の海域において反転、出航体制に移行させる。

ロ 名古屋港海上交通センターは管制船舶の他、必要に応じて水路航行中の船舶に対する支援を実施するものとする。

(2) 避難完了から解除までの間

東水路、西水路、北水路何れについても出航信号「O」を継続する。

(3) 解除時

全ての水路を自由信号「F」とし、以降、通常運用とする。

2 名古屋港海上交通センターとの連絡等

避難船舶等については、準備できた船舶から名古屋港海上交通センターと連絡を取った後、安全間隔を保って出港させる。

この場合、管制船舶については事前通報を要する。

■ 津波注意報・津波警報・大津波警報の発表基準

- 1 津波注意報・津波警報・大津波警報の基準に用いる量は、「津波の高さ」です。「津波の高さ」とは、津波によって高くなったときの潮位と、津波がなかったとした場合の潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいいます。
- 2 津波の高さと被害の関係から、発表基準を「津波注意報」を1 m以下、「津波警報」を3 m以下、「大津波警報」を5 m以上としました。
- 3 海水浴等の被害を考慮して、「津波注意報」は津波の高さ20 cm以上を発表基準としました。津波注意報では、津波による陸上の被害は考えにくく、特に津波に脆弱な地域以外は陸上において避難の必要はありません。

津波予報の種類、解説及び発表される津波の高さ

予報の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m 超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な所へ避難する。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	表記しない	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し、小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海からあがって、海岸から離れる。

■ 愛知県が属する津波予報区

津波予報区の名称	津波予報区域	津波予報区域に属する愛知県の市町村
愛知県外海	愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸に限る）	豊橋市、田原市
伊勢・三河湾	愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸の太平洋沿岸を除く） 三重県（伊勢市以南を除く）	名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、 碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、 東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、 飛島村、東浦町、南知多町、 美浜町、武豊町

●台風襲来における勧告発令の流れ（イメージ）

・湾外避難・入湾回避勧告・・・第四管区海上保安本部長発出

・第一警戒体制（準備体制）、第二警戒体制（避難体制）・・・名古屋港長発令

時間経過	伊勢湾内	名古屋港内
台風強風域到達 24時間前	○湾外避難・入湾回避勧告の発出（第四管区海上保安本部長） ※中心付近の最大風速が40m/s以上の台風の場合に発出	○名古屋港台風等対策委員会幹事会開催
台風強風域到達 6数時間～ 3時間前		○第一体制（避難準備）の勧告発令（港長） ○第二体制（港外避難）の勧告発令（港長）
台風暴風域通過等	○湾外避難・入湾回避勧告の解除（第四管区海上保安本部長）	
台風通過後等		○第二体制（港外避難）の勧告解除（港長）

伊勢湾・三河湾台風等対策協議会会則

(設置等)

第1条 伊勢湾及び三河湾における異常気象又は海象（以下、「異常気象等」という。）による船舶交通の危険の防止に関し必要な協議を行うため、海上交通安全法第35条第1項の規定に基づき、伊勢湾・三河湾台風等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- ① 異常気象等に関する情報の共有
- ② 台風等の異常気象等により予想される伊勢湾及び三河湾に在る船舶への影響
- ③ 安全な避難時期及び避難方法
- ④ 走錨事故の防止対策をとるべき海域の選定及び対策の内容
- ⑤ 勧告発出等に係る連絡・周知体制の構築
- ⑥ その他協議会の目的達成に必要な事項

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別紙1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会に会長1名及び副会長若干名を置く。
- 3 会長及び副会長は、会員の互選により決定するものとし、それぞれ任期は5年とする。ただし、重任を妨げない。
- 4 協議会に顧問等を置くことができる。

(協議会の招集等)

第4条 会長は、次に掲げる場合に協議会を招集する。

- ① 異常気象等の発生が予想される場合であって、協議会での協議が必要な場合
- ② 会員から協議会招集の要請がある場合
- ③ その他会長が必要と認める場合
- 2 会長は、協議会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び協議事項を会員に通知する。
- 3 協議会に出席することのできない会員は、書面又は電子メールをもって表決し、または会長に表決権を委任することができる。

(幹事会の設置等)

第5条 会長は、別途協議会が定める基準に基づく、具体的な対応について、検討するため、協議会に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事長及び副幹事長は、会長が指名するものとし、それぞれ任期は5年とする。ただし重任を妨げない。

(幹事会の招集等)

第6条 伊勢湾に台風が接近し、または異常気象等により、災害の発生が予想されるときは、幹事長は幹事会を招集する。

- 2 幹事会は、船舶の湾外避難の時期等を検討、決定する。
- 3 幹事会において検討され決定した事項は、協議会の決定とみなす。
- 4 幹事会に出席することのできない幹事は、あらかじめ、書面又は電子メールをもって意見等を幹事長に提出することができる。

(議事)

第7条 協議会は、会員の過半数が出席しなければ、会議（オンライン形式によるものを含む。）を開き、議決することができない。

- 2 議決は、会議に出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、やむを得ない事由により会議を開くことが困難な場合においては、協議事案の概要を記載した書面を会員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。
- 4 会長は、議長として会議の議事を整理する。
- 5 会員は、会議への出席が困難な場合においては、あらかじめ、その意見等を記載した書面又は電子メールを直接又は最寄りの港長等を経由して会長に提出することができ、会長は、当該書面又は電子メールの内容を十分尊重し、議事を進めなければならない。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。
- 7 会議の議事については、協議会の事務局が議事録を作成するものとする。
- 8 会議の議事は、原則、公開とする。ただし、議事の公開により、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると会長が認めるときは、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(結果尊重義務)

第8条 協議会の会員は、協議が整った事項について尊重するものとする。

(情報伝達連絡体制)

第9条 協議会及び幹事会の情報伝達・連絡体制は、別紙3のとおりとする。

(協議会の事務局)

第10条 協議会及び幹事会の事務局は、第四管区海上保安本部交通部航行安全課に置く。

(その他)

第11条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、その都度協議会において協議して定める。

附 則 この会則は、令和3年7月1日から実施する。

附 則 この会則は、令和5年5月31日から実施する。

附 則

- 1 この会則は、令和8年6月24日から実施する。
- 2 令和8年6月24日 一部改正(別紙1及び別紙3)

伊勢湾・三河湾台風等対策協議会会員構成

会 員	伊勢湾海難防止協会 会長	会長
〃	伊勢三河湾水先区水先人会 副会長	副会長
〃	名古屋港台風・地震津波対策委員会 委員長	
〃	衣浦港台風・地震津波等対策委員会 委員長	
〃	三河港台風・地震津波対策委員会 委員長	
〃	四日市港台風等対策委員会 委員長	
〃	鳥羽地区台風・地震津波対策委員会 委員長	
〃	名古屋海運協会 港務委員長	
〃	名古屋外国船主代理店会 業務委員長	
〃	名古屋日本船代理店会 業務委員長	
〃	中部沿海海運組合 専務理事	
〃	全国内航タンカー海運組合東海支部 事務局長	
〃	伊勢湾内大型タンカーバース六社協議会 会長	
〃	外国船舶協会 会長	
〃	中部運輸局長	
〃	中部地方整備局長	
〃	名古屋地方気象台長	
〃	第四管区海上保安本部長	
〃	愛知県 都市・交通局長	
〃	三重県 県土整備部長	
〃	名古屋港管理組合 港営部長	
〃	四日市港管理組合 経営企画部長	
〃	愛知県 衣浦港務所長	
〃	愛知県 三河港務所長	

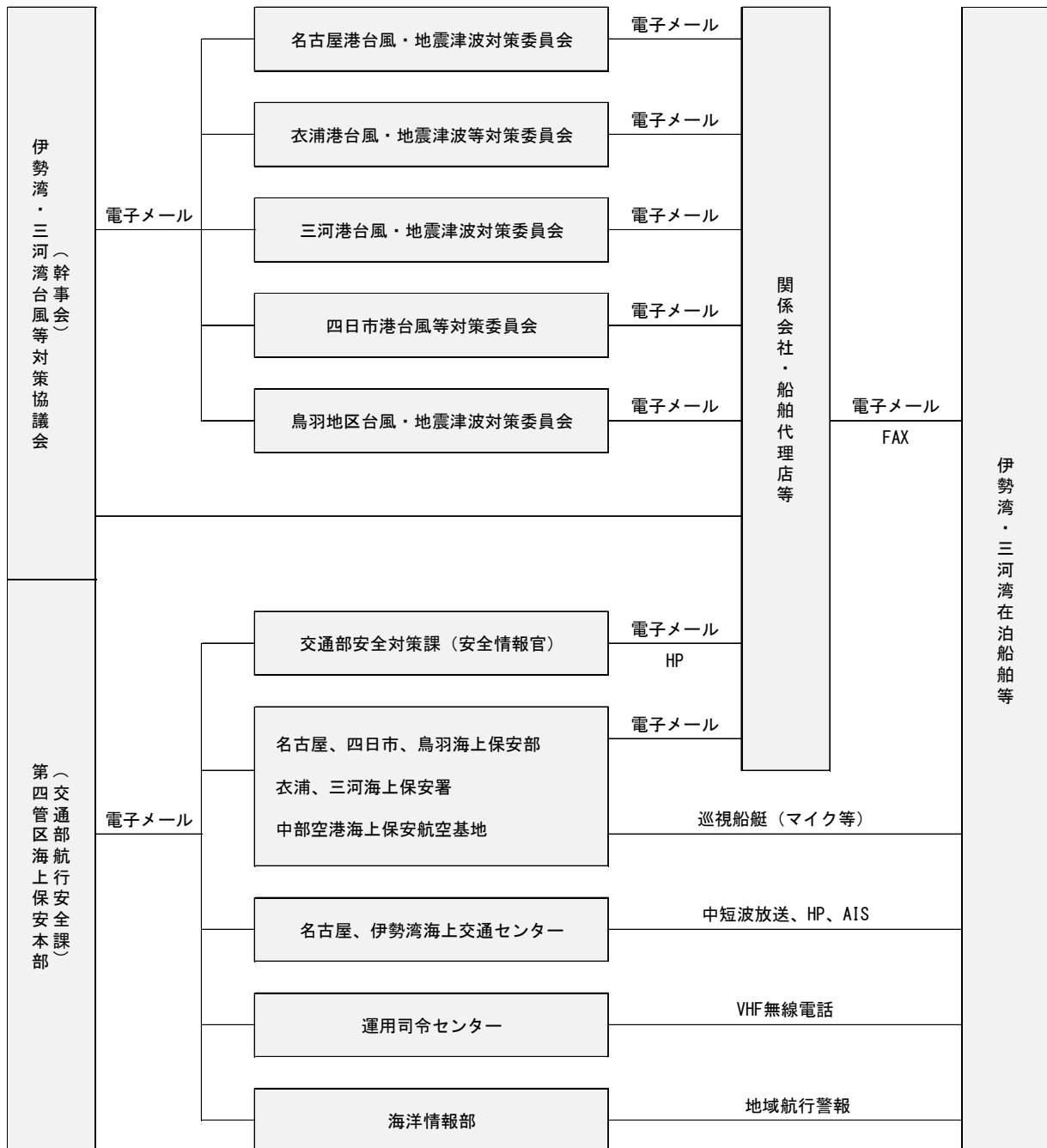
<事務局> 第四管区海上保安本部 交通部 航行安全課

伊勢湾・三河湾台風等対策協議会幹事会 会員構成

幹事長	伊勢三河湾水先区水先人会 副会長
副幹事長	名古屋海運協会 港務委員長
幹 事	名古屋日本船代理店会 業務委員長
〃	伊勢湾海難防止協会 事業部長
〃	中部運輸局 海上安全環境部 船舶安全環境課長
〃	中部地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課長
〃	名古屋地方気象台 広域防災管理官
〃	第四管区海上保安本部 航行安全課長

<事務局> 第四管区海上保安本部 交通部 航行安全課

情報伝達・連絡体制



【制定】 令和 3 年 7 月 1 日

【改正】 令和 4 年 4 月 1 日

令和 4 年 11 月 17 日

令和 6 年 5 月 22 日

伊勢湾及び三河湾における湾外避難勧告・入湾回避勧告等の基準 について

伊勢湾・三河湾台風等対策協議会

1 発令・解除基準

(1) 伊勢湾における湾外避難勧告及び入湾回避勧告

伊勢湾が台風（中心付近の最大風速が 40m/s 以上の台風に限る。）の暴風警戒域内にあるとき、原則として、強風域に入る 24 時間前から暴風域を抜けるまでの間、湾外避難勧告及び入湾回避勧告を発出するものとする。

なお、湾外避難勧告及び入湾回避勧告の発出にかかる情報伝達については、原則として、午前 9 時から午後 5 時までの間に行うこととする。

(2) 三河湾における湾外避難及び入湾回避に関する注意情報

三河湾（知多湾を含む。以下、同じ。）が台風（中心付近の最大風速が 40m/s 以上の台風に限る。）の暴風警戒域内にあるとき、原則として、強風域に入る 24 時間前から暴風域を抜けるまでの間、湾外避難及び入湾回避に関する注意情報を発出するものとする。

また、三河湾が同基準に該当しない場合であっても、伊勢湾における湾外避難勧告及び入湾回避勧告の発令・解除に合わせて、同注意情報の発出・解除を行う。

なお、湾外避難及び入湾回避に関する注意情報の発出にかかる情報伝達については、原則として、午前 9 時から午後 5 時までの間に行うこととする。

2 対象船舶

対象船舶は、次表のとおりとする。

船種	船舶の大きさ
自動車運搬船	長さ 160m以上
コンテナ船	
ガスタンカー	
タンカー	
客船・フェリー	長さ 200m以上
貨物船	
危険物積載船（液化ガスタンカーを除く。）※	総トン数 5 万トン以上
液化ガスタンカー ※	総トン数 2 万 5 千トン以上
【対象外】 ① 定期航路を運航する内航船舶 ② 航行区域が「平水」「沿海」又は「限定近海」の船舶	

※印は、海上交通安全法施行規則に定める特別危険物積載船

3 伊勢湾における勧告の内容

伊勢湾における勧告の種類及び内容は、原則として、次表のとおりとする。

勧告の種類	勧告の内容
湾外避難勧告	伊勢湾内（港内を含む。）に在る勧告対象船舶は、十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない伊勢湾外の海域へ避難すること。ただし、台風の影響の少ない伊勢湾内の海域で安全に避泊、避航（ちちゅう、低速航走等を含む。）することができる船舶を除く。
入湾回避勧告	伊勢湾に入湾しようとする勧告対象船舶は、入湾を回避すること。ただし、台風の影響の少ない伊勢湾内の海域で安全に避泊、避航（ちちゅう、低速航走等を含む。）することができる船舶又は十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない伊勢湾外の海域へ避難する船舶は除く。

4 三河湾における注意情報の内容

三河湾における注意情報の種類及び内容は、原則として、次表のとおりとする。

種類	内容
湾外避難	三河湾内（知多湾及び港内を含む。）に在る対象船舶は、十分な時間的余裕をもって台風の影響が少ない三河湾外の海域へ避難すること。ただし、台風の影響が少ない三河湾内の海域で安全に避泊、避航（ちちゅう、低速航走等を含む。）することができる船舶を除く。
入湾回避	三河湾に入湾しようとする対象船舶は、入湾を回避すること。ただし、台風の影響が少ない三河湾内の海域で安全に避泊、避航（ちちゅう、低速航走等を含む。）することができる船舶、又は十分な時間的余裕をもって台風の影響が少ない三河湾外の海域へ避難する船舶を除く。